

宍粟市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第33号

宍粟市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

宍粟市消防団の組織等に関する規則（平成21年宍粟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
[1 略]				[1 略]			
2 分団及び部の名称				2 分団及び部の名称			
支団名	分団名	部名	区分	支団名	分団名	部名	区分
山崎支団	[略]			山崎支団	[略]		
	第9分団	神谷部	一般部		第9分団	二	機動部
		矢原部	一般部			[略]	
		岸田部	機動部		第12分団	二	機動部
		野々上部	一般部	[略]			
	[略]			[略]			
	第12分団	伊水南部	機動部	波賀支団	第1分団	[略]	
伊水北部		一般部	安賀部			機動部	
[略]			[略]				
[略]			第3分団	上野部	機動分団		
波賀支団	第1分団	[略]		水谷部	一般部		

改 正 前				改 正 後											
			今市部	一般部				皆木部	一般部						
			安賀部	機動部				飯見部	一般部						
	[略]		原部	機動部											
	第3分団		上野部	機動分団	[略]										
			水谷部	一般部											
	第4分団		皆木部	一般部	別表第3（第7条関係）										
			飯見部	一般部											
			原部	機動部											
	[略]				別表第3（第7条関係）										
	別表第3（第7条関係）														
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
定員（人）	1	15	<u>27</u>	<u>40</u>	<u>101</u>	<u>251</u>	<u>1015</u>	定員（人）	1	15	<u>26</u>	<u>38</u>	<u>96</u>	<u>250</u>	<u>794</u>
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、 [] の記載は注記である。															

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。